

(参考①) 調整計算の流れ

【STEP 1】 補助金等収入について、交付要綱等や使途特定文書を確認して

①課税仕入れ等に係る特定収入

②使途不特定の特定収入

③特定収入以外の収入（特定支出のためにのみ使用することとされている収入等）に分類する。

【STEP 2】 ①と②は「特定収入」となり、当該収入が全収入の5%以上を超えていた場合は仕入控除税額の「調整計算」を行う。

【STEP 3】 ①は課税仕入れ等に係る収入となるので、そのまま当該収入×消費税率が仕入控除税額となる。

②は全収入における②の割合を調整前の仕入控除税額に乘じ、当該金額を調整前の仕入控除税額から控除したものが仕入控除税額となる。

③は調整計算の対象外となる。

病床確保料は診療報酬と同様に使途は特定されていないため②に該当するが、病院側で③に分類していた場合は②が増額となり仕入控除税額が減少することとなる。（＝控除消費税額が減少するため納税額の増額が見込まれる。）

(参考：会計検査院作成資料)

図1 仕入控除税額の調整計算の概念図

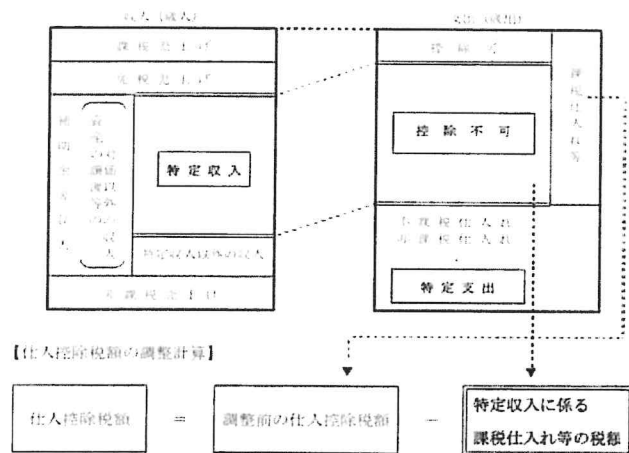
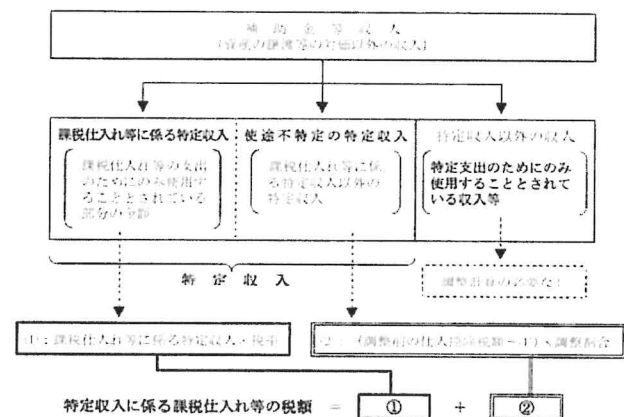


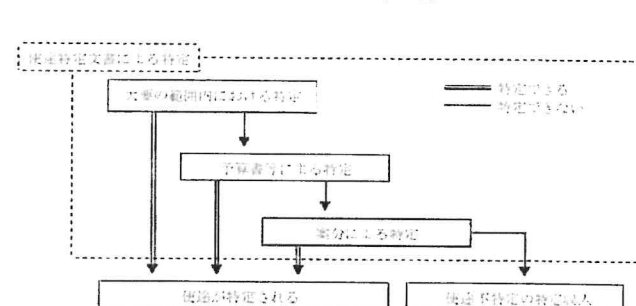
図2 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の算定方法



注(1) 公表資料を基に本院が作成した。

注(2) 調整割合とは、使途不特定の特定収入の合計額（資産の譲渡等の対価の額の合計額＋使途不特定の特定収入の合計額）の計算式で算定した割合である。

図3 使途特定文書による特定における合理的な方法



注(1) 公表資料を基に本院が作成した。

注(2) このほか、借入金に係る使途の特定方法がある。

(参考②) 調整計算のシミュレーション

○ 売上：100億、課税売上割合：5%、補助金：10億で仮定した場合、単年度で230万円の消費税納税額の増が見込まれる。

※シミュレーション数値

単位：百万円

項目		金額	特定収入
売上	①課税売上（自由診療等）	500	—
	②非課税売上（社会保険診療等）	9,500	—
	③課税売上割合（①／①＋②）	5%	—
仕入	④課税仕入れ等	5,000	—
	（参考）非課税仕入れ等（人件費）	5,000	—
補助金	人件費に充てるための補助金	1,000	×
	⑤課税仕入れ等のみ使途が特定	0	○
	⑥使途が特定されていない	0	○
	⑦調整割合（⑥／①＋②＋⑥）	0.0%	—

人件費に使うものとして使途が特定されている場合の計算

A.課税標準額に対する消費税額（①×10%）	⇒	50
B.調整前の仕入税額控除（③×10%×④）	⇒	25
C.特定収入にかかる課税仕入れ等の税額（⑤×10/110×③）	⇒	0
D.特定収入のうち使途が特定されていない部分の金額（B-C）×⑦	⇒	0.0
消費税の納付税額=A-（B-（C+D））	⇒	25.0

※シミュレーション数値

単位：百万円

項目		金額	特定収入
売上	①課税売上（自由診療等）	500	—
	②非課税売上（社会保険診療等）	9,500	—
	③課税売上割合（①／①＋②）	5%	—
仕入	④課税仕入れ等	5,000	—
	（参考）非課税仕入れ等（人件費）	5,000	—
補助金	人件費に充てるための補助金	0	×
	⑤課税仕入れ等のみ使途が特定	0	○
	⑥使途が特定されていない	1,000	○
	⑦調整割合（⑥／①＋②＋⑥）	9.1%	—

使途が特定されていない特定収入とした場合の計算

A.課税標準額に対する消費税額（①×10%）	⇒	50
B.調整前の仕入税額控除（③×10%×④）	⇒	25
C.特定収入にかかる課税仕入れ等の税額（⑤×10/110×③）	⇒	0
D.特定収入のうち使途が特定されていない部分の金額（B-C）×⑦	⇒	2.3
消費税の納付税額=A-（B-（C+D））	⇒	27.3